

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月10日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第50号

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

- (1) 函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年函館市条例第25号)第15条第1号
- (2) 函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例(平成27年函館市条例第28号)第3条第2項

(函館市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備および運営に関

する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第6条第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第191条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。